

■地下水の汚染

地下水は、一般に水質が良好で水温の変化も少ないことなどから、身近にある貴重な水資源として広く活用されています。特に、本県では、飲用水としての需要が高く、県内水道水の70%以上が地下水を水源としています。

一方、地下水は、その流れが遅いことから、いったん汚染されると、その影響が長期間にわたるとともに、その回復には多くの時間と経費を要します。

表3-3-1に示すとおり、平成13年3月末現在、県内の地下水汚染地区は31(うち、汚染が事業所の敷地内にとどまっているのは5地区)となっています。これらの地区では、砒素による自然由来のものを除き、汚染原因者等により浄化対策が進められており、その結果、地下水汚染物質の濃度は、過去の最高濃度の4%~95%に減少してきています。

表3-3-1 地下水汚染地区の汚染原因別内訳

(平成13年3月31日現在)

	原因物質	地区数
自然由来	砒素 ^{※1}	5
人為汚染	有機塩素系化合物 ^{※2} (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンなど)	25
	六価クロム	1
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	1
合 計		31 (注)

(注) 1地区では、砒素と硝酸性及び亜硝酸性窒素の2物質が環境基準を超えている。

■土壌・地盤

安全な土壌が確保されなければ地下水は常に汚染の危機にさらされることになり、また、過度の地下水の汲み上げは地下水位の低下と地盤沈下を引き起こすなど、地下水と土壌・地盤は密接に結びついています。

一般土壌については環境基準が定められていますが、近年、工場跡地などの土壌汚染が社会的な問題を引き起こしていることから、平成14年5月、「土壌汚染対策法」(平成15年2月施行)が制定されました。

また、農用地に関しては、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」によってカドミウム、銅および砒素について基準が定められ、基準を超えた汚染地域については地域指定を行い、汚染の除去等を行うこととなっていますが、本県において汚染地域

※1 砒素:金属と非金属の中間的性質を持つ元素であり、もともと地殻中にも0.5mg/g程度存在するが、その化合物は毒性が強い。

※2 有機塩素系化合物:トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等の総称であり、揮発性、不燃性で、水に溶けにくい液体であり、生物分解性は悪い。

として指定されている農用地は現在のところありません。

地盤沈下については、昭和 40 年代に福井市の南部地区で大幅な地盤沈下が確認されましたが、地下水利用の抑制や水利用の合理化などの指導により、地下水位は概ね安定するとともに、地盤沈下は沈静化しています。

■大気環境

大気汚染テレメータシステム^{※1}による常時監視によると、本県においては、現在、深刻な大気汚染は顕在化していません。しかし、大気中の浮遊粒子状物質、とりわけ呼吸器系器官などへの健康影響が指摘されているPM_{2.5}^{※2}（浮遊粒子状物質のうち直径が2.5マイクロメートル^{※3}以下の微小粒子）については、今のところ環境基準が設定されていないこともあって、本県では調査データが乏しい現状にあります。

■騒音・振動・悪臭

騒音・振動・悪臭は日常生活と関わりが深い公害で、感覚公害と呼ばれています。騒音・振動の主な発生源は工場・事業場、建設作業、自動車、鉄道ですが、飲食店の深夜営業が騒音苦情の発生源になるなど多様となっています。また、悪臭の発生源としては製造業・畜産業などのほか、近年では家庭における野焼きもあげられ、苦情件数の推移で見ると、ダイオキシン類^{※4}問題への関心の高まり等を反映して、平成 12 年度には悪臭の苦情が増加し、これまでの横ばい傾向から、増加に転じています。

※1 大気汚染テレメータシステム：大気汚染物質の濃度を自動測定器で連続測定したデータを無線等で送信し、データを集中的に管理するシステム

※2 PM_{2.5}：大気中の「粒子状物質（PM）」の環境基準は、10 マイクロメートル未満のものについて設定されているが、より小さい粒子状物質が呼吸器疾患やぜんそくなどの原因になるとして、アメリカでは、2.5 マイクロメートル未満の粒子（PM_{2.5}という）を対象としている。

※3 マイクロメートル：1000 分の 1 ミリメートルのこと。

※4 ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン（PCDD）75 種、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）135 種、コプラナPCB 12 種の化合物の総称であり、このうちには、催奇形性や発ガン性などが指摘されている物質がある。